

多摩市地域福祉推進事業支援対象経費について

多摩市地域福祉推進事業支援金については、支援対象経費が要綱にて定められており、その範囲内において支援金を交付しています。

実績報告時に支援対象外の経費が含まれている状況が見受けられますので、いま一度、要綱等をご確認いただき、適正に支援金を使用いただきますようお願いいたします。

ご不明な点・ご相談されたい点等ございましたら、担当者までご連絡ください。

1 支援対象経費

- (1) 支援対象経費：多摩市地域福祉推進事業支援金交付要綱別表2のとおり
- (2) 対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
※事業運営のため、上記期間に支出した経費が支援対象です。実績報告の際には、支払日（領収日）が対象期間に含まれていることを確認します。

2 留意事項

- (1) 支援対象の範囲
本制度は、団体が行う事業に対する支援であり、支援金は支援対象事業にのみ使用することができます。対象事業以外に支援金を使用することは認められませんのでご注意ください。
- (2) 食料費・食材費
 - 食料費と食材費の違いについて
食料費はお弁当・茶菓子などの加工食品、食材費は調理が必要な食品（加工食品でない）が該当します。
 - 食材費（ミニ集会の場合は、食料費＋食材費）における補助金の充当額が、申請額の6割を超えないように努めてください。
 - 飲食に関わる費用等の事業の必要経費については、全額補助金から支出するのではなく、参加者の適正な利用料を徴収するように努めてください。
 - 食料費については、1人当たり1食300円を限度としています。お弁当だけでなく、茶菓子についても、食料費の場合は「1人当たり1食300円」を限度とします。300円を超えた金額については、団体負担となります。
 - 飲酒代に関しては、団体負担となります。
 - 飲食店において飲食された食料費については、団体負担となります。
 - ミニ集会事業において、勉強会・お茶会・お楽しみ交流会等の開催準備で支出した会員の飲食費については、団体負担となります。

(3) 物品購入費

消耗品等の購入は、無駄のないようにお願いいたします。(例：使い捨ての紙コップや紙皿ではなく、繰り返し使用できる食器を購入する。エコプラザ多摩が実施しているリユース食器の無料貸出しを利用する。等)

(4) 宿泊費

宿泊を伴う活動において支出した経費については団体負担となります。(例：一泊研修の費用)

(5) ミニ集会の参加者

ミニ集会事業は、地域の高齢者・障がい者及び子育て家庭などの親睦及び交流を目的とします。事業開催時には、チラシ・看板などにより**必ず一般の参加者を募る**ようお願いいたします。**会員のみ**の事業は補助対象外となりますのでご注意ください。実績報告時にチラシ等の添付をお願いします。

(6) 実績報告時の領収書及び内訳明細書の添付

領収書は、「宛名(団体名)」「発行年月日」「但書(購入品目)」「発行者(販売者)」の記載されている領収書であるか確認の上添付が必要です。実績報告時には、A4サイズ用の紙に領収書が重ならないよう貼付し、提出いただきますようご協力をお願いします。また、ミニ集会以外の事業については、内訳明細書による提出を認めていますが、提出の際には支出内容を明確にし作成願います。

3 過去に実績報告時に見受けられた事項(抜粋)

- 領収書に宛名や但書の記載がない。
- 団体会員が立替えて購入した物品について、商店が発行した領収書がなく会員が発行した領収書が添付されていた。
- 内訳明細書に支出の内容が記載されておらず、何の支出か判別できない。
- 食料費として茶菓子か計上されていたが、1人当たりの上限を超えていた。
- 食料費に飲食店での飲食代金が含まれていた。
- 交通費はボランティア分のみ認めているが、バスハイク参加者の交通費が含まれていた。
- 借上料にパックツアー代金が含まれていた。
- ミニ集会の開催にあたり、地域に周知されておらず一般の参加者を募っていなかった。

4 問合せ先

多摩市健康福祉部福祉総務課福祉総務担当 鈴木・小笠原

電話：042-338-6839(直通)